

あなたの「気づき」が 子どもとその家族の未来を守ります

子ども家庭支援センター（平日9時～17時）

HPは
こちら



子どもと家庭の総合相談（育児の相談もお受けしています。）

03-5803-1109

HPは
こちら



子ども応援サポート室（子どもからの相談や、子育て世帯の
経済的な困りごと、ヤングケアラー
などの相談もお受けしています。）

03-5803-1900

文京区児童相談所（平日9時～17時）

HPは
こちら



こによい
03-3811-5241

24時間365日

児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく 189

児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783



虐待かも?と思ったら
すぐにお電話ください

文京区要保護児童対策地域協議会事務局
文京区子ども家庭支援センター 03-5803-1104

令和7年8月発行
印刷物番号 F0325003

子どもからの SOS 受け止めて



地域みんなで
防ごう児童虐待



知ろう！守ろう！こどもの権利

こどもの権利は、すべてのこどもたちが生まれたときから持っているもので、こどもたちが健康に、自分らしく育つために必要なものです。

「こどもの権利条約」4つの原則

差別の禁止

全てのこどもは、人種、国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

命を守られ成長できること

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、必要な支援を受けることができます。

こどもの意見の尊重

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



児童虐待とは

～養育とかけ離れた不適切な関わりすべてが虐待です～

身体的虐待

- ・叩く
- ・つねる
- ・蹴る
- ・屋外に締め出す
- ・首を絞める
- ・火傷を負わせる



心理的虐待

- ・ことばの暴力
- ・きょうだい間の差別
- ・無視する
- ・子どもの前で激しい夫婦喧嘩をする
ドメスティックバイオレンス（配偶者に対する暴力）も含む

ネグレクト

- ・必要な衣食住の世話をしない
- ・遺棄や置き去り
- ・病院に連れて行かない
- ・ヤングケアラーも含まれる



性的虐待

- ・子どもへの性的行為の強要
- ・わいせつな画像等をみせる
- ・性的な写真の被写体にする



しつけのためだと思っても「叩く」ことは「体罰」です。

どんなに軽いものでも、体罰等は虐待です。

体罰は法律で禁止されています。

こんなことが体罰にあたります

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、げんこつをした
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友だちを殴ってけがをさせたので、同じように殴った
- 人の物をとったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、ぞうきんを顔に押しつけた

※「道に飛び出しそうな子どもの手をつかむ」といった、子どもを保護するための行為などは該当しません。



体罰等には、暴言等も含まれます。

- 「お前なんて生まれてこなければよかった」と言った
- やる気を出させるため、きょうだいと比べてけなした



(出典:厚生労働省「体罰によらない子育てを広げよう」)

虐待の芽を知らせる SOSのサインに気付いてください。

～子どもの場合～

- いつも泣き叫ぶ声や悲鳴がする。
- 不自然なあざや傷がある。
- 衣服や身体がいつも汚れている。
- いつもお腹をすかせている。
- 不自然な時間に出歩いたり、家に帰りたがらない。

～保護者の場合～

- 夜間など子どもを放置してよく外出している。
- 子育てに拒否的、無関心。
- 子どもの前で夫婦喧嘩が多い。
- 子どもが病気や怪我をしても病院に連れていかない。
- 子どもの年齢に不相応なしつけをしている。

児童虐待の疑い・発見 「子どもが心配」

相談・通告

生命・身体に危険があり緊急の場合！
夜間・休日

連携

子ども家庭支援センター

03-5803-1109

月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始除く)

文京区児童相談所

03-3811-5241

月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始除く)

夜間・休日緊急連絡

(平日夜間 17:45～8:30、
土日祝日、年末年始)

189

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間対応

いち はやく
189

(お近くの児童相談所に繋がります)

警察

110

連絡しても大丈夫？

間違いだったらどうしよう？

こんなことが気になっていませんか？

Q 誰が相談(通告)したのか知られることはないの？

A 誰が相談(通告)したのか特定されてしまうような情報が流れることはありません。連絡した方に関する秘密は守られます。

Q 「虐待ではない」と判断された場合、相談(通告)した人は名誉毀損になる？

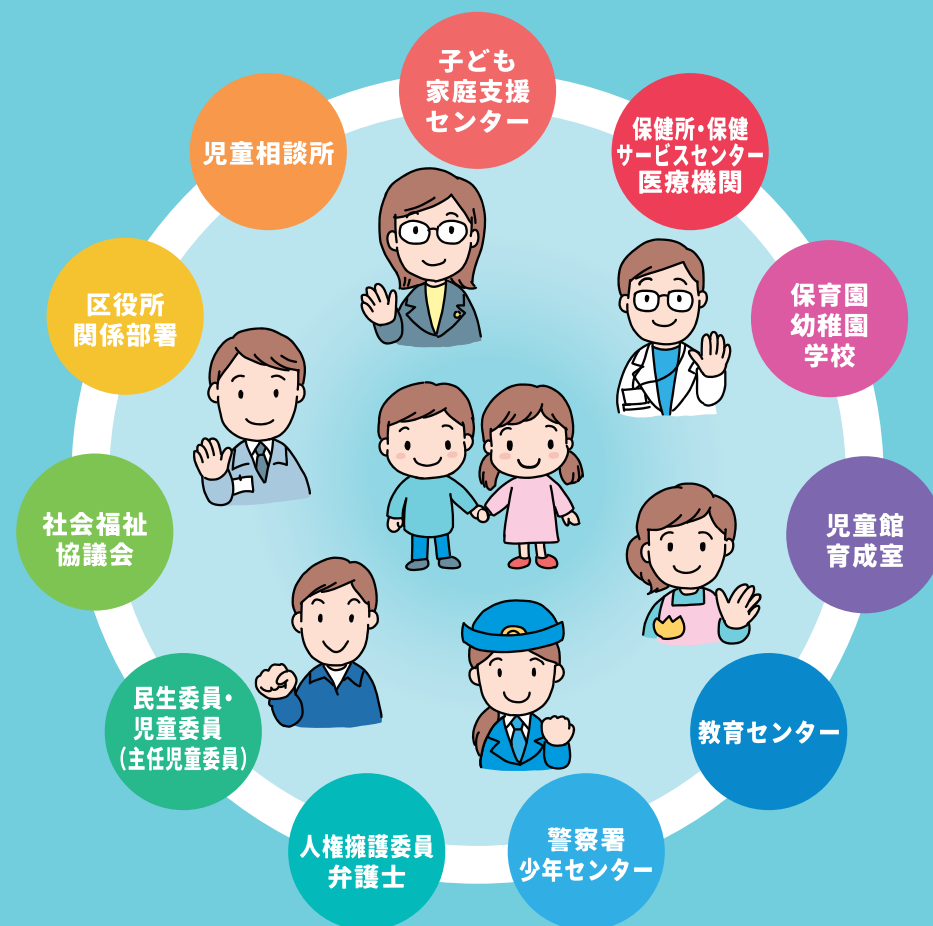
A 虐待の疑いを連絡しただけなので、結果的に虐待ではないと判断されても、名誉毀損の罪に問われることはありません。

Q 近所だし、連絡したら迷惑かかるかも。

A 虐待は、子育ての孤立や経済的不安、育児ストレスなど様々な要因が絡み合っていることがあります。どんな家庭でも起こりうることで、SOSサインに気付いたらご連絡ください。

子どもを守る地域のネットワーク

～子どもの笑顔と安全をまもる担い手です～



もしも、地域で気になるご家庭があったり、あなたやあなたの家族・お友だちが虐待をうけていたりしたら、一人で抱え込まずにご相談ください。

虐待に限らず、子育ての質問や不安にも相談員がお話をうかがいます。